

# 入札説明書

鳥取大学（三浦）工学部H棟改修電気設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月16日

2 発注者

国立大学法人鳥取大学  
学長 原田 省

3 工事概要等

- (1) 工事名 鳥取大学（三浦）工学部H棟改修電気設備工事
- (2) 工事場所 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地（鳥取大学三浦団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は鳥取大学三浦団地構内において、工学部H棟（鉄筋コンクリート造、地上4階建て、建築面積668m<sup>2</sup>、延面積2,625m<sup>2</sup>）の改修に伴う電気設備工事及びエレベーターシャフト（鉄骨造、地上4階建て、建築面積21m<sup>2</sup>、延面積84m<sup>2</sup>）の新設に伴う電気設備工事を行うものである。  
なお関連する建築工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年 法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別記様式9）を学長に対し、下記8（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。
- (7) 本工事は「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格（令和7・8年度）において、電気工事に係るA等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6（3）の総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300m<sup>2</sup>以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設の電気設備工事に係る新設又は全面改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）  
経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成22年度以降に上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。
- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。
- (イ) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (ロ) 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (ハ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ニ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）。
- (ホ) 特例監理技術者が兼務できる工事は三重大学発注工事のうち、同一市町村の工事でなければならぬ。
- (ヘ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (ト) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (チ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は鳥取大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく中国地区における指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合
- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である

場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

## 5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、以下の者である。  
株式会社テクノ工営

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の①及び②の要件に該当する者のうち、下記（2）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。なお、評価値が最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

### (2) 総合評価の方法

① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに提出された資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を15点とする。

② 「加算点」の算出方法は、評価項目ごとに評価を行い、得られた評価点数の合計値を、競争参加資格を有する全応札者にそれぞれ「加算点」として与えるものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\cdot \text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

### (3) 評価の基準

評価項目については、以下表のとおりとする。

評価項目、評価基準及び得点配分表（実績評価型）

評価項目	評価基準	評価点数			
		配点	満点		
の 技術 業 能 力	企業の施工能力	同種工事の施工実績<平成22年度以降に、完	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事の実績あり	3	3

		成・引渡しが完了した同種工事を施工した実績 >	その他の発注者による同種工事の実績あり 同種工事の実績なし	1 欠格	
工事成績（工事成績相互利用登録発注機関）※ 「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく令和5年度（過去2年 度）以降に完成した工事 成績の平均		83点以上	3	3	
		78点以上83点未満	2		
		73点以上78点未満	1		
		73点未満（含実績なし）	0		
		各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で65点未満	欠格		
文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。			欠格		
配置予定 技術者の 能力		同種工事の施工経験< 平成22年度以降に、元 請として完成・引渡しが 完了した同種工事の施 工に従事した経験>	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事 において主任（監理）技術者又は現場代理人としての 経験あり その他の発注者による同種工事において、主任（監理） 技術者又は現場代理人としての経験あり 同種工事において、主任（監理）技術者又は現場代理 人以外での経験あり 同種工事の実績なし	3 1 0 欠格	3
		工事成績（工事成績相互 利用登録発注機関）※ 「公共建築工事成績評 定要領作成指針」に基づ く令和3年度（過去4年 度）以降に完成した主任 （監理）技術者又は現場 代理人として従事した 場合の工事成績	83点以上 78点以上83点未満 73点以上78点未満 73点未満（含実績なし） 65点未満	3 2 1 0 欠格	
②企業の信 頼性・社会性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為	あり	-2	0
	地域精通度		なし	0	
	地理的条件（拠点の有 無）		鳥取・島根県内に技術者・資機材等の拠点あり	2	2
			鳥取・島根県内に技術者・資機材等の拠点なし	0	

ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無)	1
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)	
		○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	
		○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	
合 計			15

※1 「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

※2 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ①全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ②全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

## 7 担当部局

〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

国立大学法人鳥取大学施設環境部企画環境課総務係

電話番号 0857-31-5476

FAX 0857-31-5860

E-mail fa-soumu@m1.adm.tottori-u.ac.jp

## 8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上

記4（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限：令和7年6月27日（金）12時00分まで（土、日、祝日を除く）

② 提出場所：上記7に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）により行うものとする。

（2）申請書は、別記様式1により作成すること。

（3）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、④配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 企業の工事成績（別記様式3）

工事成績相互利用登録発注機関が発注した令和5年度（過去2年度）以降に完成した電気工事における工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別記様式3に記載すること。併せて、記載した工事の工事成績評定通知書の写しを提出すること。

なお、各年度の平均点が2年連続で65点未満である場合は、入札に参加できない。

③ 工事の品質に関する重大な問題の発生の有無（別記様式4）

文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事目的物で、引渡後に工事の品質に関する重大な問題が発生した事例の有無について別記様式4に記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア）重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ）重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ）ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ）上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

④ 配置予定の技術者（別記様式5）

1) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式5に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすとともに、上記6（3）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が令和3年度以降に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式5に記載すること。併せて、記載した工事の工事成績評定通知書の写し及び当該技

術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判断できる資料を提出すること。

なお、当該工事成績が65点未満である場合は、入札に参加できない。

3) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

経常建設共同企業体での参加の場合には、各構成員ごとに配置予定の技術者を別記様式5に記載すること。なお、同種工事の経験・工事成績については一者の監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験・工事成績を問わないものとする。

⑤ 契約書等の写し

①、④の同種工事の実績、経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し）及び配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（資格証、免許証の写し）を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。また、CORINS及び平面図では条件を満たしているか判断できない場合には、当該工事の契約書・特記仕様書・施工証明書等の条件を満たすことを証明できる資料を提出すること。

⑥ 事故及び不誠実な行為（別記様式6）

該当する指名停止又は営業停止がある場合は全て記載し、通知書の写しを全て添付すること。

⑦ 地理的条件（別記様式7）

鳥取県又は島根県に所在する本店、支店又は技術者が常駐している拠点の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑧ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式8）

ワーク・ライフ・バランス等の取得状況について記載し、取得している場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

（4）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年7月7日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

（5）その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先　上記7に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年7月14日（月）17時00分まで（土、日、祝日を除く）

② 提出先：上記7に同じ。

③ 提出方法：書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。

（2）学長は、説明を求められたときは、令和7年7月24日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書等に対する質問

この入札説明書（図面・仕様書及び現場説明書を含む）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

（1）文部科学省電子入札システムにより提出を希望する場合は、次によること。

① 提出期間：令和7年6月16日（月）から令和7年7月8日（火）まで

② 提出方法：文部科学省電子入札システム（運用時間をポータルサイトにて確認すること）

（2）書面により提出を希望する場合は、次によること。

- ① 提出期間：令和7年6月16日（月）から令和7年7月8日（火）（土、日、祝日を除く）  
9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和7年7月8日（火）は、12時00分まで。）。
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期間内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。
- （3）質問内容及び回答内容は、令和7年7月11日（金）から入札書受付締切日時まで、文部科学省電子入札システム及び鳥取大学ホームページ（以下URL参照）により閲覧に供する。  
<https://www.tottori-u.ac.jp/about/procurement/bid/announcement/>

## 11 入札及び開札の日時及び場所等

- （1）入札書提出期限：令和7年7月15日（火） 14時00分まで
- （2）入札書提出場所：上記7に同じ。（電子入札システム）
- （3）開札日時：令和7年7月16日（水） 13時30分
- （4）開札場所：〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学施設環境部（電子入札システム）
- （5）その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 12 入札方法等

- （1）入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行う者は、上記7に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期間内必着とする。）すること。
- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 13 入札保証金及び契約保証金

- （1）入札保証金 免除。
- （2）契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

## 14 工事費内訳書の提出

- （1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。電子入札による場合は、入札金額に対応した工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。  
ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合は、工事費内訳書を封筒に入れ、封をして提出すること。
- （2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、品目、数量、単価、金額等を明らかにするとともに、商号又は名称並びに代表者の氏名及び工事名を記載すること。
- （3）学長（補助者を含む。）は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第26第13号に該当する入札として、原則として当該業者の入札を無効とし、2回目以降の入札には参加できないものとする。入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書

の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 提出期限：入札書提出期限に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）すること。

(6) 提出場所：入札書提出場所に同じ。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

## 15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、学長の承諾を得て紙による入札を行う場合には、入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

## 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

## 17 落札者の決定方法

(1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認め

られるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最高の評価値をもつて入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

18 低入札価格調査基準価格を下回った場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回って行われた場合は入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

19 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別冊の契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 3 回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

23 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（土、日、祝日を除く。）以内に、学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記 7 に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。

(2) 学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して 5 日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記 9(2) 又は 23(2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により学長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、鳥取大学入札監視委員会が審議を行う。

書面の提出は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限り、提出期限内必着とする。）、若しくは電子メール（本学担当部局からの受信確認の返信を確認すること。）による。なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 7 に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記 7 に同じ。

26 手続における交渉の有無 無。

27 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

28 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。  
また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開、提供する。  
この数量書に対する質問がある場合においては、上記10により提出するものとする。  
なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出すること。また、数量書に対する質問書において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出すること。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
  - ① システム操作・接続確認等の問合せ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク URL：  
<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/helpdesk/helpdesk.html>
  - ② ICカードの不具合等発生の問合せ先  
取得しているICカードの認証機関  
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

## 別記様式1

(用紙A4)

### 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鳥取大学  
学 長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和7年6月16日付けで公告のありました「鳥取大学（三浦）工学部H棟改修電気設備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、入札説明書における記4（1），（3），（7），（8），（9）及び（11）に該当し、並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

#### 記

- |  |       |
|--|-------|
| 1. 文部科学省における令和7・8年度建設工事に係る一般競争参加資格認定通知書の写し     | 別記様式2 |
| 2. 同種工事の施工実績を記載した書面                            | 別記様式3 |
| 3. 工事成績を記載した書面                                 | 別記様式4 |
| 4. 工事の品質に関わる重大な問題の発生の有無を記載した書面                 | 別記様式5 |
| 5. 配置予定技術者の資格・経験等を記載した書面                       | 別記様式6 |
| 6. 法令遵守（コンプライアンス）について記載した書面                    | 別記様式7 |
| 7. 地域精通度を記載した書面                                | 別記様式8 |
| 8. ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面             | 別記様式9 |
| 9. 施工実績及び配置予定技術者の工事経験の内容が判断できる資料（入札説明書8（3）⑤参照） |       |
| 10. 配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（入札説明書8（3）⑤参照）     |       |
| 11. 事務担当者連絡先                                   |       |

<以下は該当の場合に添付>

- |  |
|--|
| 12. 工事成績評定通知書の写し（入札説明書8（3）②・④参照）                 |
| 13. 指名停止通知書等の写し（入札説明書8（3）⑥参照）                    |
| 14. 鳥取県・島根県における技術者・資機材等の拠点が確認できる資料（入札説明書8（3）⑦参照） |
| 15. ワーク・ライフ・バランス等の取得状況が確認できる資料（入札説明書8（3）⑧参照）     |

## 別記様式2

(用紙A 4)

## 同種工事の施工実績

会社名：\_\_\_\_\_

同種工事の 判 断 基 準		平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300m <sup>2</sup> 以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設の電気設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
工事 名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	受 注 形 態	单 体 ／ 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要	建 物 用 途	(例) 教育文化施設 (学校)
	構 造	(例) 鉄筋コンクリート造
	新 営 / 改 修	新 営 / 改 修
	延床面積 / 施工床面積	延床面積 (新営) / 施工床面積 (改修) : m <sup>2</sup>
	工 事 内 容	
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 : ) • 無	

※ 記載する工事の施工実績は1件でよい。

※ 記載した工事の内容が判断できる資料（契約書（CORINSに竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し）及び平面図等の写し）を添付すること。

※ 記載事項のうち、CORINS及び図面等の内容では確認できない事項（施工面積等）については、当該事項の内容が判断できるその他の確認資料（算出根拠等）を提出すること（CORINS未登録の場合も含む）。

※ 建物用途については、鳥取大学HP「建物用途種別について」を参照のこと。

### 別記様式3

(用紙A4)

## 工事成績

会社名 \_\_\_\_\_

電気工事における工事成績の平均点

以下の様式に従い、電気工事における工事成績の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和5年度	令和6年度	令和7年度
a : 各年度の工事件数	a 1=	a 2=	a 3=
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1=	b 2=	b 3=
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1=	x 2=	x 3=
y : 過去2年間以降の平均点 $y = (b_1 + b_2 + b_3) / (a_1 + a_2 + a_3)$	y =		

- 当該期間の実績なし

注1 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の当該期間における工事成績の実績がない場合は、該当項目に○を付けて提出すること。

注2 工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注3 各年度の平均点及び過去2年度以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注4 発注機関「工事成績相互利用登録発注機関」については、鳥取大学HP「工事成績相互利用登録機関について」を参照のこと。

## 工事の品質に関する重大な問題の発生の有無

会社名

1. 文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡を行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例がある。

発生した時期	具体的な内容

2. 文部科学省、同所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、申請書及び資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例はない。

- ※ 1、2のいずれかに○をすること。  
(1に○をした場合は、発生した時期、具体的な内容を記載すること。)
- ※ 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。
  - ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
  - イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
  - ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
  - エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

## 別記様式5

(用紙A4)

## 配置予定技術者の資格・経験等

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	監理技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	(例) 1級電気工事施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)	
同種工事の 判断基準	平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、施工面積が1棟1,300m <sup>2</sup> 以上の教育文化施設、福祉施設又は行政施設の電気設備工事に係る新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。	
工事の経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	工期	年月日～年月日
	完成年月日	年月日
	従事役職	(例) 現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	建物用途	(例) 教育文化施設(学校)
	構造	(例) 鉄筋コンクリート造
	新営/改修	新営 / 改修
	延床面積/施工床面積	延床面積(新営) / 施工床面積(改修) : m <sup>2</sup>
	工事内容	
工事成績 (該当項目を■とする)	<input type="checkbox"/> 工事成績相互利用登録発注機関発注工事かつ令和3年度以降完成工事である(右に工事成績を記入) : 点	
	<input type="checkbox"/> 工事成績相互利用登録発注機関発注工事かつ令和3年度以降完成工事でない(実績なし)	
CORINSへの登録	有(CORINS登録番号: ) • 無	
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	年月日～年月日
	従事役職	(例) 現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する 場合の対応措置	(例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため 本工事に従事可能。

- ※ 法令による資格・免許については、当該資格等を有することが確認できる資料(資格証、免許証の写し)を添付すること。
- ※ 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。併せて、工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写し(CORINSに竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)並びに工事の内容(施工面積等)が判断できる平面図等の資料の写し等を提出すること。なお、提出する資料が別記様式2(同種工事の施工実績)による資料と同じ場合は、当該資料の提出を省略して差し支えない。
- ※ 工事成績については、同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事の場合かつ配置予定技術者が主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した令和3年度(過去4年度)以降に完成した工事の場合は、該当項目にチェックを付けて当該工事成績を記載すること。併せて、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合は、該当項目にチェックを付けること。
- ※ 申請時における他工事の従事状況等は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

## 法令遵守（コンプライアンス）

会社名

1. 下記に該当する指名停止又は営業停止なし

2. 下記に該当する指名停止又は営業停止あり

措置を行った機関	行われた措置	措置区域	営業停止・指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 指名停止	(記載例) 中国地区	(記載例) 令和6年4月1日から 令和6年4月30日(1ヶ月)

※ 1、2のいずれかに○をすること。

(2に○をした場合は、措置を行った機関、営業停止・指名停止措置区域及び期間を記載し、通知書の写しを全て添付すること。)

※ 指名停止又は営業停止ありとは、下の①から④に該当するものとする。

①全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間  
が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

②全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間  
が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

③全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間  
が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

④全国又は中国地区における文部科学省から受けた指名停止又は鳥取県を区域に含む営業停止の期間  
が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

## 地 域 精 通 度

会社名 \_\_\_\_\_

鳥取県・島根県内における技術者・資機材等の拠点	有 / 無
-------------------------	-------

- ※ 有・無のいずれかに○を付けること。有に○を付けた場合は、このことを証明できる資料（文部科学省に申請した「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」の様式2「営業所一覧表」の写し等）を添付すること。
- ※ 「技術者・資機材等の拠点」とは、本店、支店又は技術者が常駐している拠点をいう。

別記様式8

(用紙A4)

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 \_\_\_\_\_

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	認定有 / 認定無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	認定有 / 認定無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	認定有 / 認定無

※ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定有」・「認定無」のいずれかに○を付けること。「認定有」に○を付けた場合は、このことを証明することができる資料（認定書等の写し）を添付すること。

※ 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

紙入札方式参加承諾願

令和 年 月 日

国立大学法人鳥取大学  
学 長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記工事は電子入札対象案件であります、今回は当社におきましては、下記理由により電子入札による参加が出来ないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

記

1. 工 事 名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

## 事務担当者連絡先

工事名 :

業者名 :

担当部署 :

担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

※ 電子入札システム開札時における緊急連絡先が上記の連絡先と異なる場合は、当該連絡先を以下に記入してください。

なお、開札中に発注者より緊急の電話連絡があるため、担当者は必ず電話に出られるようにしておいてください。

担当部署 :

担当者名 :

電話番号 :